

予定価格の公表方法の見直しについて

本町では、これまで建設工事等の入札において予定価格を『事前公表』しておりましたが、令和5年4月1日以降に実施する入札から、予定価格の公表方法を『事後公表』に変更致します。

○入札時の変更点

公表方法変更後の入札時の対応は、以下のとおり変更となります。

| | 見直し前 | 見直し後（R5. 4. 1以降） |
|-----------|----------------------|----------------------|
| 予定価格の公表時期 | 事前公表 （指名通知等で予め公表） | 事後公表 （入札後にHP等で公表） |
| 入札の回数 | 1回 ※（再度の入札なし→不調） | 2回 ※（再度の入札あり） |

※1回目の応札時に落札者がいなかった場合の対応